

環境省関係事業者団体の皆様へ

価格転嫁・取引適正化について

我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」できるか、重要な局面を迎えております。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

環境行政を所管する立場から、環境省関係事業者団体の皆様へ以下の取組をお願い申し上げます。

1. 下請代金支払遅延等防止法違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用
2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応
3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し
4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信
5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善
6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底

令和7年4月30日
環境大臣 浅尾 慶一郎